

令和3年第7回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

1、本日の出席議員（17名）

| | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 2番 | 佐々木 | 孝二 | 3番 | 小川 | 正文 |
| 4番 | 伊東 | 温子 | 5番 | 齋藤 | 聡 |
| 6番 | 齋藤 | 進 | 7番 | 森 | 鉄也 |
| 8番 | 渋谷 | 正敏 | 9番 | 佐藤 | 直哉 |
| 10番 | 宮崎 | 信一 | 11番 | 佐藤 | 治一 |
| 12番 | 佐々木 | 正勝 | 13番 | 佐々木 | 春男 |
| 14番 | 佐々木 | 敏春 | 15番 | 伊藤 | 竹文 |
| 16番 | 佐藤 | 文昭 | 17番 | 菊地 | 衛 |
| 18番 | 佐藤 | 元 | | | |

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 山田 克浩 次 長 須田 益巳
班長兼副主幹 今野 真深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|---------------------|--------|-----------------|--------|
| 市長 | 市川 雄次 | 副市長 | 本田 雅之 |
| 教育長 | 齋藤 光正 | 総務部長 (危機管理監) | 佐藤 正之 |
| 企画調整部長 (地方創生政策監) | 佐藤 喜仁 | 市民福祉部長 | 須田 美奈 |
| 農林水産部長 | 村上 司 | 建設部長 | 阿部 光弥 |
| 商工観光部長 | 斎藤 和幸 | 教育次長 | 畠山 真姫子 |
| 消防長 | 加藤 十二 | 会計管理者 | 須田 徹 |
| 総務課長 | 佐々木 俊孝 | 総合政策課長 | 齋藤 稔 |
| 子育て支援課長 | 齋藤 和也 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

令和3年12月17日（金曜日）午前10時開議

第1 議案第92号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について

- 第2 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第3 議会運営委員の選任
- 第4 議案第81号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第82号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第83号 にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について
- 第7 議案第84号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について
- 第8 議案第85号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第9 議案第86号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第10 議案第87号 令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第88号 令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第89号 令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第90号 令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第91号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について
- 第15 陳情第7号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情
- 第16 陳情第8号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情
- 第17 陳情第9号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情
- 第18 陳情第10号 要望書（人工透析を要する要介護者における介護保険制度の改正について）
- 第19 陳情第11号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情
- 第20 陳情第12号 令和4年度以降の営農継続に向けた農家支援と農業振興に対する要望書
- 第21 議提第8号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書
- 第22 議提第9号 精神保健福祉の改善に関する意見書
- 第23 議提第10号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを求める意見書
- 第24 議提第11号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書
- 第25 議提第12号 にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日、議案第92号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についての議案1件が追加提案されております。これを本日の議事日程事項に含めております。

ただいまの件について、本日午前9時45分より議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤竹文君） 改めまして、おはようございます。

本日17日午前9時45分より、議会運営委員会を開催しまして、本日の追加議案について協議しておりますのでご報告申し上げます。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。追加議案は1件であります。

議案第92号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についてであります。

議案第92号については、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として打ち出した18歳以下の子どもへの10万円相当の給付について、全額を現金で一括支給することに対応する事案であります。

なお、議案第92号は、議案第91号と同じ内容でありますので、一般会計予算特別委員会への付託を省略し、本日の本会議で提案理由の説明、議案質疑、討論、そして採決を行うこととし、議会運営委員会で決定しております。

なお、会期に変更はありませんが、お配りの令和3年12月17日付会期議日程のとおり、会期日程の内容のうち、本日追加議案説明を入れたことを確認しております。

また、追加議案については、通告無しで受け付けることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

す。

お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、本日提出されている議案第92号は、そのように決定します。

これから日程事項に入ります。

日程第1、議案第92号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についてを議題とします。朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日追加提案させていただく議案の要旨について申し上げます。

議案第92号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,470万円を追加し、総額をそれぞれ166億6,144万5,000円とするものであります。補正の内容は、12月8日に追加提案しました議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）に計上しております国の令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業について、給付金の一括給付が可能となったことから、速やかに給付を行うため、予算を追加するものであります。

以上、議案の要旨についてご説明をさせていただきました。補足説明は担当の部課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤元君） これから担当部長の補足説明を行います。市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、議案第92号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について補足説明いたします。

初めに、歳出について説明をいたします。

補正予算書7ページをお願いいたします。

3款2項6目子育て世帯等臨時特別支援事業です。同事業につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）として12月8日に議案第91号で追加提案させていただいておりました。その際、残りの5万円分については、年度末にクーポン等の形で実施される予定と説明しておりましたが、12月15日付で、国から先行給付以外の5万円相当のクーポン給付の取り扱いについて示され、先行給付金にあわせて一括で現金で支給することが可能になったことから、にかほ市において現金一括年内支給をすることとし、本日追加提案するものであります。

国の補助率は、先行給付金と同じく10分の10となります。

資料をご覧ください。

支給の対象となる児童は、先行給付金と同じく、にかほ市においては3,094人を見込んでおります。

支給時期については、児童手当の受給者については申請が必要でありませんので、予算可決後、速やかに児童手当の受給口座に振り込む予定としております。その他、申請が必要な対象者については、申請を受付次第、随時支給することとしております。

なお、支払いにつきましては、先行給付金と合わせて10万円一括で支給することとしております。18節負担金補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金1億5,470万円は、先ほども説明したとおり、支給対象児童は先行給付金と全く同じでありまして、児童1人当たり5万円の3,094人分を増額補正するものです。

なお、事務費につきましては、議案第91号で計上しております額からかかり増しする部分がありませんので、新たな事務費計上はありません。

歳入についてです。

補正予算書の6ページになります。

14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億5,470万円は、補助率10分の10となっており、歳出と同額を見込んでおります。

補足説明は以上となります。

●議長（佐藤元君） これで提案理由の説明を終わります。

次に、議案第92号の質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は議員側の演壇で行ってください。

質疑ありませんか。11番。

【11番（佐藤治一君）登壇】

●11番（佐藤治一君） 対象児童が3,094人となっていますが、いわゆる対象外の人数というのは把握していますでしょうか。それひとつお知らせください。

それからまた、事務経費についてはかかり増しが発生しないということですが、最初、クーポンの支給も考えたと思うんですけども、クーポンにした場合はどのぐらいかかり増しになったのか、もしあれでしたら、試算があるようでしたら——お知らせください。

以上です。

●議長（佐藤元君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、対象外となる人数でございます。そちらの方は39名となっております。

それから、次のご質問のクーポンになった場合のかかりまし経費ということですが、クーポン事業に関しては、詳細についてはまだ国から示されておりませんので、こういった形のクーポンを、こういった形で実施するかにつきましては、積算等はしておりませんので額は申し上げられません。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第92号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第92号については、会議規則第37条の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

なお、議案第92号の討論、採決については、議案第81号以降の議案と一括議題として行います。
なお、その際は議案番号順に行います。

日程第2、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、皆さんに配付した名簿のとおり、池田優子氏、佐藤正氏、佐々木悟氏、本間昭子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した池田優子氏、佐藤正氏、佐々木悟氏、本間昭子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、配付した名簿のとおり、第1順位、鈴木義明氏、第2順位、加藤文芳氏、第3順位、越川令子氏、第4順位、青木睦子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した第1順位、鈴木義明氏、第2順位、加藤文芳氏、第3順位、越川令子氏、第4順位、青木睦子氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第3、議会運営委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員については、齋藤光春議員が議員辞職したため、現在1名が欠けておりますので、にかほ市議会委員会条例第8条及び申し合わせにより、新たに9番佐藤直哉議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時16分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（16名）

| | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 2番 | 佐々木 | 孝二 | 3番 | 小川 | 正文 |
| 4番 | 伊東 | 温子 | 5番 | 齋藤 | 聡 |
| 6番 | 齋藤 | 進 | 7番 | 森 | 鉄也 |
| 8番 | 渋谷 | 正敏 | 9番 | 佐藤 | 直哉 |
| 10番 | 宮崎 | 信一 | 11番 | 佐藤 | 治一 |
| 12番 | 佐々木 | 正勝 | 13番 | 佐々木 | 春男 |
| 14番 | 佐々木 | 敏春 | 15番 | 伊藤 | 竹文 |
| 16番 | 佐藤 | 文昭 | 17番 | 菊地 | 衛 |

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

| | | | | | | |
|--------|----|----|---|---|----|----|
| 議会事務局長 | 山田 | 克浩 | 次 | 長 | 須田 | 益巳 |
| 班長兼副主幹 | 今野 | 真深 | | | | |

.....

説明員

| | | | | | |
|---------------------|-----|----|-----------------|----|-----|
| 市長 | 市川 | 雄次 | 副市長 | 本田 | 雅之 |
| 教育長 | 齋藤 | 光正 | 総務部長 (危機管理監) | 佐藤 | 正之 |
| 企画調整部長 (地方創生政策監) | 佐藤 | 喜仁 | 市民福祉部長 | 須田 | 美奈 |
| 農林水産部長 | 村上 | 司 | 建設部長 | 阿部 | 光弥 |
| 商工観光部長 | 齋藤 | 和幸 | 教育次長 | 畠山 | 真姫子 |
| 消防長 | 加藤 | 十二 | 会計管理者 | 須田 | 徹 |
| 総務課長 | 佐々木 | 俊孝 | 総合政策課長 | 齋藤 | 稔 |
| 子育て支援課長 | 齋藤 | 和也 | | | |

.....

午前10時17分開 議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ただいま出席している委員は16名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会の会議を開きます。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。6番齋藤進総務小委員長。

【総務小委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務小委員長（齋藤進君） 改めまして、おはようございます。

それでは、一般会計予算特別小委員会審査について報告いたします。

令和3年12月10日、付託の下記事件につき、審査が終わっておりますので報告いたします。

一般会計予算特別総務小委員会委員長。

初めに、議案第84号令和3年度にかほ市一般会計補予算（第11号）について、当小委員会所管に関する事項については、全員の賛成で可決しております。

続いて、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての当委員会所管に関する事項について、これも全員の賛成で可決と決しております。

それでは、これらの審査について報告いたします。

今回の補正は、主に新型コロナウイルス感染症対策により中止となった事業や研修などに伴う減額補正が主なもので、加えて条例改正による期末手当等の減額補正などとなっています。

初めに、消防本部関係についてです。

非常備消防費の旅費（費用弁償）の減額については、秋田県消防協会の支部移動研修の中止によるものと、消防大学の団長科入校辞退に伴うものです。また、水防費の旅費、費用弁償の減額については、大会が中止となったため、水防大会に出務した団員に対して支払う予定の費用弁償を全額減額したものです。そのようなことから、水防費の費用弁償額が常備消防費の費用弁償を上回っているということです。

次に、税務課関係についてであります。

老朽化したディスプレイの購入費に対する補正1件でしたが、これに対しては特に質疑等はありませんでした。

次に、議会事務局関係についてです。

役務費の増額については、委託業者から約1ヵ月程度で会議録は届いていますが、最終原稿までの作業が現在遅れている状況で、専門員による最終確認を進めているところです。そのため役務費の増額になります。年内には前定例会分まで、年度内には12月定例会分までの作業が終了の予定ですとのことでした。

続きまして、総合政策課関係についてであります。

今回は歳入補正のみとなっております、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2億2,531万1,000円については、にかほ市に示されました交付金の限度額が2億4,510万6,000円で、そのうちの先ほど述べました2億2,531万1,000円が今回内定配分額として通知を受けたものであります。この関連事業の詳細については、既に終了したもの、今後発動するもの等あり、制度等の変更はありませんが、金額に関しては変更する可能性がありますとのことです。

次に、総務部総務課関係についてであります。

人件費の補正として時間外勤務手当の増額の要因としては、新規事業への取り組みやコロナ対策の影響などによるもので、期末手当の減額については条例改正によるものだという答弁でした。

また、伐採の補償費については、樹齢によるものではなくて、送電線に対する支障木としての会社側（東北電力）の都合により伐採し、発生した費用ということです。

最後に、まちづくり推進課関係についてです。

ふるさと納税の寄附額が昨年同時期と比較して約2億円ほど増えている要因としては、一番に考えられるのは、コロナ禍の巣ごもり消費が考えられます。これは全国的に寄附額が伸びています。

また、本市では返礼品のレパトリーを500件ほどだったものを900件ほどまで増やしていますし、サイト画像の更新やストーリー性の構築など、担当は他の上位市町村の取り組みなどを参考にしながら頑張っていることが要因だと考えます。

また、ふるさと納税は、一つの事業として捉えています。にかほ市の商品を販売するマーケットとして、今後も広がっていく一つの要素です。現在は専任ではなく兼務状態ですが、今後さらに寄附額が増えてくれば、専任職員の配置等も考えられますが、現状としてはポータルサイトを運営している中間業者のレッドホースと連携をしながら対応し、様子を見ていきたいという答弁でありました。

続いて、議案第91号、財政調整基金の繰入金については特に質問はありませんでした。

以上で、当小委員会付託の議案第84号及び議案第91号についての審査の報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生小委員長（佐々木春男君） 去る12月10日、当小委員会に付託された事件につき、所管の審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第84号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第84号の市民課関係では、歳出2款3項1目通信運搬費の増額補正の理由として、マイナンバーカード訪問申請状況については、11月30日現在、市民の30.2%で7,091の方がマイナンバーカードを所持している。9月補正で100件分を予算要求済みですが、12月までの訪問申請件数が151件となっており、不足分を計上しておる。

また、訪問申請者も新規申請者と同じくポイントが付与されるとのことでした。

生活環境課関係では、環境プラザごみピット内の照明器具10灯中7灯が不点灯となっており、業務の支障になっている。その修繕費用です。

それから、合併処理浄化槽設置整備事業補助は、市の補助金交付要綱によって環境省で定める循環型社会形成推進交付金取り扱い要領における個人設置型の浄化槽の豪雪地帯の基準額、または工事費の40%のいずれか小さい方の金額を補助するもので、公共下水道整備事業や農業集落排水整備事業の整備区域外個人住宅用として浄化槽を設置する場合に対象となるということであります。

健康推進課関係では、4款1項6目14節工事請負費472万円の減額は、スマイル受電設備機器更新工事の予定が、スマイルを新型コロナワクチン接種の集体会場としているため、実施を見送るための補正との説明がありました。

福祉課関係では、灯油購入費等助成では、老人一人世帯で長期間、デイサービス等を利用して家を不在しがちな世帯は、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）において対象を拡大する。給付は現金給付となり、購入費等となっているのは、オール電化世帯や灯油以外の燃料を使用している世帯においても石油製品の価格高騰により電気代も上がっていることから、生活支援の一環として利用してもらえればと考えている。

障害者福祉費360万8,000円の増額は、今年度、放課後等デイサービス等の事業所が開所したことから、今まで秋田市の事業所に週1回程度通っていた利用者がにかほ市内の事業所を週5回利用するようになり、利用日数が増えたことによるものとのことでした。

子育て支援課関係では、3款2項1目18節負担金及び交付金、病児保育事業補助金102万3,000円は、つばみ保育園内で実施している病児保育事業、病後児対応型の利用者の増加に伴う看護師の人員費の増加によるもので、今年度はコロナウイルスの影響もあり、利用者は減少しており、そのあたりを勘案し、今年度予算計上しておりましたが、周知が進んでいることと、コロナウイルスが収束しているということがあり、利用者が増えているということでした。

長寿支援課関係では、歳出3款1項7目福祉施設管理費10節需用費光熱費120万円の増額は、昨年度、午ノ浜温泉改修に伴い、サウナを増設したことにより、電気の契約が高圧になっており、改修工事の際にキュービクルを設置している。そのため、電気基本料が上がったとともに、サウナを使用したことによる増額となっている。

包括支援センター関係では、歳出3款1項6目12節介護予防支援委託料36万円は、令和3年度介護報酬改定により福祉用具貸与、訪問介護等サービスを利用する際のケアマネジメント業務である介護予防費の単価が70円増加となり、介護予防支援を居宅介護支援者に委託する際、委託連携加算として単価3,000円が新たに設置されたことに加え、介護予防支援費の対象者が当初見込みより増えたことによる増額補正となった。介護報酬改定内容の発出が令和3年2月であったため、補正の対

応になっているとのことであります。

教育総務課関係では、2款1項14目新型コロナウイルス感染症対策事業費12節委託料、大学生等生活支援事業委託料1,191万円の減額と18節負担金補助及び交付金の660万円の減額は、対象者の見込みについて、にかほ市内の中学校を卒業した19歳から22歳の人数約1,000人に秋田県の進路状況調査による進学率7割を乗じて、最大700人としており、370人からの申請をいただいている。隣人に聞いて申請した人も多く、収入要件もあるのでとの誤解もあり、再度周知し、申請期間も1ヵ月延長しております。申請の少なかった要因を検証するということであります。

学校教育課関係では、平沢小学校はオープンスペースのため、エアコンだけでは温まるまで時間がかかるので、エアコンと石油ストーブを併用している。

文化財保護課関係では、歳出10款4項11目7節報償費、伝統芸能関係事業謝礼59万9,000円の減額、10節需用費、印刷製本費、53万8,000円の減額、12節委託料、鳥海山伝承芸能祭委託料52万5,000円の減額は、例年9月に開催している伝承芸能祭を中止したためのものであります。

白瀬記念館関係では、10款4項9目18節負担金補助及び交付金の100万円の減額は、毎年実施している白瀬南極フェアが新型コロナウイルスの拡大が続き、中止したためとのことです。

13節委託料35万4,000円の増額は、施設内の抗菌・抗ウイルスガラスコーティング施工業務に係る費用との説明がありました。

フェライト子ども科学館関係では、10款4項8目12節特別企画展委託料130万円の減額は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、夏休みの特別企画展の中止によるもの、12節委託料は、抗菌・抗ウイルスガラスコーティング施工業務委託料95万5,000円の計上は、科学館の展示物や手すり、トイレの洗面台など、主に不特定多数の入館者が接触する箇所にそれを塗布して、ウイルス等の感染を防止するためのものということであります。

仁賀保勤労青少年ホーム関係では、10款4項6目10節需用費、燃料費60万円は、青少年ホーム館内の冷暖房用ボイラーの灯油代です。11月から3月までの灯油使用量の見込みを算出して60万円を計上したということであります。

生涯学習課、仁賀保公民館、金浦公民館、象潟公民館関係では、公民館関連の事業、教室も全部中止するわけではなく、県の対応に基づいて決めた市の対応により、参加人数を制限する、県内の参加者に絞る、他県と往来した人は遠慮してもらおう等の対策をとるなど、すぐに中止するのではなく、できるものは対策を十分に講じて対応してきている。基準が緩和されたのが11月に入ってからですので、それまでの段階で各補助団体は延期や中止を繰り返し検討し、それぞれの団体の事業で開催時期の状況や内容によって検討した経緯があります。そのため、12月以前の段階で今年度の事業の中止の決定されたものに対する補助事業の中止ということになりますということであります。

次に、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）については、福祉課関係では、灯油購入費等助成事業は、12月県議会追加提案されている灯油購入費緊急助成事業補正予算の補助要件に合わせて交付対象者を全ての住民税非課税世帯に拡大するものとした。550世帯の追加補正分の説明でした。

子育て支援課関係では、3款2項6目子育て世帯臨時特別事業について、この臨時特別給付の事

業は1人当たり10万円ですが、今回そのうち5万円の現金を先行給付として支給する。支給対象者、人数、支給時期、申請の有無など、説明資料を用いて細かく説明がありましたが、質疑はありませんでした。

以上であります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設小委員長（森鉄也君） それでは、令和3年12月10日、当委員会に付託されました下記事件につき、審査を終了しておりますので報告いたします。

議案第84号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の所管部分については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干ご報告いたします。

農林水産課関係では、漁業新規就業者受入支援助成金100万円の増額については、市内に事業所を有し、市内在住の新卒者等と正規雇用契約を取り交わした漁業経営体に、雇用1人につき20万円を交付するもので、底曳き網漁業の4経営体に対し、新規雇用者5人分、計100万円を助成するものです。

委員からは、漁業新規就業者受け入れ支援助成金対象者について質問がありました。雇用契約による4経営体のうち、3経営体は金浦で、50代が1名、30代が1名、20代が1名、10代が1名の計4名で、残りの1経営体は象潟の20代が1名で、5名のうち3名はにかほ市出身、残りの2名は秋田市と由利本荘市出身ですが、既ににかほ市に住居を移しており、5名全員がにかほ市居住とのことです。交付決定の要件としては、正規の雇用後6ヵ月以内の申請が必要で、今回対象の5名は見習い期間を終了して正規雇用となるので、審査を行った上で決定となります。この制度は平成21年度に開始し、今年度で13年目となり、この制度を利用して雇用されたのは今回の5名を除いて9名、そのうち7名は現在も漁業を続けているとのことです。

農村整備課関係です。

中山間地域等直接支払交付金返還金20万8,000円については、返還金について、長岡地区と象潟第1地区で面積が減少したことにより、国と県に対する令和2年度分の返還金ということで、令和2年度から5期対策としてスタートしており、交付済みの令和2年度分が遡及返還対象となっているもの、令和3年度分については減少した面積により交付金を算定しているとのことです。

次に、建設課関係です。

排水路の委託料の具体的な清掃内容についての質問がありました。鈴漁港は排水路の末端に砂や石、漂流木が入ることもあるので、それらの撤去を、飛海岸については、出口が海にあり、石や漂

着ごみによる閉塞があり、それらの撤去、岡の谷地海岸については、堆積する砂の撤去、大塩越海岸についても出口が海にあり、石や漂着ごみにより出口が閉塞することがあるため、場合によっては重機を入れての撤去作業を行うとのことです。

観光課関係です。

J Rでは来年度、北東北地域を重点販売地域に指定し、本市も重点販売開催月にあわせて、にぎわいの創出と集客促進を図るため、観光拠点センターにかほつとにおいて池田修三展を開催する計画を立てています。原画と版木等も合わせ約30点の展示予定で、その準備とプレイベントを年明けの1月から3ヵ月間実施するための業務委託料100万円を計上したもので、空港展示とはまた別であるという位置付けとのことです。空港、秋田駅、にかほつとで開催することによって、作品パネル等は60点ほど作成されることになり、今後の活用については来年がちょうど池田修三氏の生誕100周年になることから、文化財保護課と調整しながら池田修三生誕100周年イベントの方に活用させていただく予定とのことです。

アウトドア拠点施設実施設計委託料2,530万円の積算の根拠について、概算の工事費を約6億円程度の建物というような考え方で設計委託費用を算出している。昨今の資材の高騰という部分がかなり大きく、一概にはこの2,530万円では賄いきれない部分も出てくるのではないかと考えているが、そこは加味せず、いずれにしてもこの実施設計ができ上がらないことには最終的な費用は出てこないで、現状の建設予定規模での設計委託料としているとのことです。

商工政策課関係です。

定住奨励金について、由利本荘市からの移住が既に2人、これから1人の世帯があるが移住に至った事情について委員から質問がありました。賃貸住宅に住んでいた方が、住宅を建てるタイミングで、就労先から通勤に影響のない範囲で由利本荘市とにかほ市を候補として検討した結果、にかほ市は定住奨励金の制度があり、由利本荘市にはないため、にかほ市を選んでいただいたもので、このような形の移住が相談も含めて最近増えているとのことです。

移住・定住促進住宅について、この後の整備予定、市内空き家のエントリー数、空き家を選定する際の基準についての委員からの質問に対しては、空き家の利活用で今年度は1棟を対象としているが、来年度は3件ほど予算計上をする予定である。選定の際には公募をかけ、応募があったものの中で審査会を開いて選定しており、今年度は8件の応募の中から1件を選定したとのことです。

スポーツ振興課関係です。

ホストタウンリベリアとの交流推進事業が、コロナ感染症拡大によりオンライン交流となったためコロナ対策交付金対象分の減額213万6,000円、そのほかエスパークの電気料金について、月額15万円と見込んで当初予算に180万円を計上したが、一般供用の準備を開始した5月分だけで暖房費が30万円を超え、開始当初から見込みを超えており、今回補正計上した120万円と合わせ総額で300万円と見込んでいるとのことです。月々の電気料金は平均25万円ほどとみています。

象潟・金浦B & G海洋センターですが、今回の補正の内容は、原油価格高騰に伴う燃料費の増額200万円、それから、地下灯油タンクの修繕120万円、プール温水ヒーターマイコン交換工事100万円などでありましたが、委員からは特に質疑等はありませんでした。

以上で報告を終わります。

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第84号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

- 13番（佐々木春男君） 議案第84号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について、賛成の立場から討論いたします。

この補正予算には、コロナ禍で暮らす市民の命と暮らしを守ろうとする姿勢がうかがえます。この議案第84号のほかにも、他の予算にもその姿勢がうかがわれます。

しかしながら、私はもろ手を挙げて賛成はできません。なぜならば、市民の命と暮らしを守るため、この1年から2年、コロナ禍の対応など、精いっぱい活動している市職員の期末手当が減額されているからであります。この点は私は評価できません。私は、予算組み替えなどの力はありません。よって、職員の皆さんには大変申し訳ないと思っております。職員の皆様に謝意を申し上げ、討論といたします。

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） それでは、討論なしと認めます。これで議案第84号に対する討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第84号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について、各小委員長の報告は可決です。議案第84号は、各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第84号は各小委員長の報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

次に、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第91号に対する討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第91号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第91号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時56分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時10分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第81号から日程第14、議案第91号までの議案11件、日程第15、陳情第7号から日程第20、陳情第12号までの陳情6件、計17件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。齋藤進議員。

【総務常任委員長（6番齋藤進君）登壇】

●総務常任委員長（齋藤進君） それでは、令和3年12月10日付託の下記事件につき、審査が終わっていますので報告いたします。

総務常任委員長

議案第81号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、全員の賛成で可決と決しております。

それでは、審査の内容について若干報告いたします。

今定例会における本委員会付託は、この議案1件だけです。

今回の改正については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が公布され、地方税法の一部改正に伴い、にかほ市国民健康保険条例の一部改正を行うもので、国保税では0歳から74歳までの全ての方に後期高齢者支援金分が課税されております。未就学児であっても均等割を負担しているということになります。本市の未就学児の被保険者数は現在58人となっています。そこで、本改正は、子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児の国民健康保険税均等割額の2分の1を減額するもので、その負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっており、また、市の負担分については正式な発表は未だありませんが、交付金が交付されることもあり得るという情報があるというようなお答えでした。

以上、報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●教育民生常任委員長（佐々木春男君） 去る12月10日、当常任委員会に付託されました事件につき、審査が終了していますので報告いたします。

議案第82号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第85号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について、議案第86号令和3年

度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について、議案第87号令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全員の賛成で可決と決しております。

陳情第7号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情では、陳情項目中、3の社会保障、社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍増を中止するなど、国民負担を軽減することについては、昨年同じ内容の陳情を社会保障を継続するためにも一定の所得者に応分の負担をしていただき、現役世代の負担を減らすという国の方向は理解できるとして不採択とした経緯があり、項目1、2だけを一部採択すべきとの意見があり、採決の結果、全員の賛成で一部採択と決しました。

陳情第8号精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情、陳情第9号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情、陳情第10号要望書（人工透析を要する要介護者における介護保険制度の改正について）、陳情第11号介護をする・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情は、全員の賛成で採択となりました。

若干、審査の報告を行います。

議案第82号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、分娩に関連して発症した重度脳性まひを対象とした保険制度の産科医療保障制度改定によるもので、現行では40万4,000円プラス保障制度掛金1万6,000円で、限度額42万円だった出産育児一時金が、改定後、保障制度掛金が1万2,000円に改定されたことで、限度額が41万6,000円と4,000円減額されるため、少子化対策としての重要性に鑑み、限度額の42万円を維持する必要がある、一時金の40万4,000円を40万8,000円に増額するものとの説明がありました。

議案第85号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）については、4款1項1目1節普通交付金1億1,000万円の増額は、歳出の療養給付費、高額療養費の支払い分について県から給付されるもので、平成30年の制度改正により保険給付費については県で賄うこととなっており、歳出の見込み額を歳入で計上しておるとの説明がありました。

議案第86号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）については、1款1項1目1節会計年度職員報酬13万8,000円の減額は、除雪作業を委託料に組み替えたことによるもの、1款1項1目12節委託料は、発熱患者の外来診療や新型コロナウイルスワクチン接種に伴う感染性廃棄物が増加したことにより18万1,000円の増加、4款2項1目24節財政調整基金積立金は、発熱患者の外来診療検査体制確保事業補助金の歳入があったこと、来年度に8年の耐用年数が切れる上部消化管内視鏡検査機器の購入予定があることなどから537万2,000円を財政調整基金に積み立てるものとの説明があり、除雪作業については駐車場は建設課に診療が始まる前にお願いしており、正面玄関前、職員出入り口、車庫の前など、除雪車が入ることのできないスペースはシルバー人材センターに委託しているということでもあります。

議案第87号令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、3款1項1目一般会計繰入金154万2,000円の減額は、4款1項1目繰越金154万2,000円が確定したこと

により増額し、一般会計からの繰入金を減額するものとの説明がありました。

また、当委員会では、所管事務調査を行ったことを申し述べておきます。

以上。

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。7番森鉄也産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（7番森鉄也君）登壇】

●産業建設常任委員長（森鉄也君） それでは、去る12月10日、当委員会に付託されました下記事件につき、審査を終了しておりますので報告いたします。

初めに、議案第83号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定については、付帯意見を付した上で全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干ご報告いたします。

本議案については、2つの委員会の所管であるため、両委員長が協議の上、会議規則第101条に基づく連合審査会としました。

なお、討論、採決は、付託を受けた産業建設常任委員会が行っています。

それでは、当連合審査会での審査内容について報告いたします。

初めに、当局からの提案理由の説明を改めて受けた中で、今ある公共の入浴施設の料金は全て平成17年の合併以降、2度の消費増税や経費の高騰などもあり、改正の必要があると判断したものであること。また、市内の公共入浴施設は、立地場所の条件等に違いはあるものの、実情としては限りなく選択的かつ民間的なサービスに分類され、最も受益者負担の比重が大きいものと捉えられ、受益者負担の負担金額を算出する際の根拠となるものは、施設の維持管理や運営に必要な経費となること、また、民間入浴施設への影響の一例として、にかほ市内では公衆浴場法の適用を受ける一般公衆浴場、いわゆる銭湯が1ヵ所営業を続けており、住民の最低限の保健衛生の観点から料金が高すぎることにならないよう統制額の算定に当たっては、銭湯の経営維持に必要な光熱水費や人件費等を県が詳しく算定した上で決定され、最近では平成31年1月に360円から現在の460円に引き上げられ、最低限住民の保健衛生に必要な機能しか有しない銭湯でさえ、概ね400円から450円程度の料金設定にしなければ維持できないことを意味している。公共でも民間でも概ね400円から450円が入浴施設の料金設定を考える上で下限金額となる一つの根拠と捉え、本市の公共の入浴施設においては一律100円値上げすることにより、小規模な一部の施設を除いては400円から450円となるとの考え方である。今年3月に午ノ浜温泉に機能集約させるため閉鎖したスマイルの入浴施設は、平成4年の開業時から民間を圧迫しないよう400円で運営していたことや、県内の他の自治体の主な入浴施設の料金が400円から450円を大半が占めていることを考えると、この度での料金改正は他の自治体の料金等を参酌し、均衡を図ることにより、にかほ市において入浴施設を利用する方々の負担感と

利用しない市民への負担感の双方の観点から実情に見合った料金改正であると考えている。

また、なぜこの度のタイミングなのかということについては、今年4月からの午ノ浜温泉の入浴料は100円値上げして400円にするべきとのことで準備を進めていたが、おりしも午ノ浜温泉がリニューアルオープンしようとする今年前半は、コロナ禍の真ただ中でもあり、料金改正を少し待ち、その間、その他の施設の料金についても午ノ浜温泉の料金改定と不均衡にならないように1年近くかけ熟慮した上でこのたびの改正に至っている。来年4月1日から施行することとして、利用される市民に対し、約3ヵ月間の周知期間が必要なものとしてこのたびの条例改正となったものとのことです。

また、回数券による特例については、令和4年4月1日から9月30日までの半年間は、激変緩和を図るため、11回券ある施設については12回券とする特例を設けており、例えば、これまで300円の入浴施設の場合、400円へと100円値上がりとはなるが、最初の半年間、12回券では1回当たり333円、以降11回券でも363円と、実質100円の値上げにはならないので回数券を利用いただきたいとの説明でした。

委員からは、回数券を購入する人にとっては、11回券の4,000円と6回券の2,000円とでは、6回券を2回購入すれば4,000円とはなるが、一度に出す金額としては結構きついという考えもある。6回券は全く検討しなかったのかということに対しては、10回分で11回入浴できる回数券を他の施設では運用しており、そちらに合わせたということです。

また、県の一般公衆浴場の小学生料金は130円、平沢の銭湯も130円であり、なぜ200円にしたのかとの質問については、午ノ浜温泉の小人料金を新たに200円としたことについては、これは農村部の施設は例外として、他の施設が200円であるということで、お子さん方はどこへ行っても200円という考え方からとのことです。

また、委員から、それぞれの施設の条例の設置目的や趣旨、施設によっては、脱衣所が狭いとかロッカーの鍵が破損しているところが2、3割もあるとか、風呂上がりにゆったりとくつろげる場所がないとか、サウナの有無など施設状況や管理面での価格の差があるのは当たり前と考えるが、値上げの判定の対象としたのかとの質問には、これまでの料金設定がそれなりにその施設の条例の目的や趣旨、施設の質などを考慮して、設定されてきたものであるとの考え方から、大人の場合でも等しく皆さんから100円ずつ上乗せして負担していただくというのも一つの平等な、公平なことになるのではないか。この結果として、最低線として民間の入浴施設を圧迫しないよう、上限としては他の自治体を参酌して、それよりも突き抜けた金額にならないように、そこを考慮した上で一律100円の値上げは望ましいという判断に至ったとのことです。

今後の周知方法については、議会での可決を前提として、年明け1月から各施設において、まずは4月1日から入浴料金を一律100円値上げさせていただくという内容で掲示し、周知をいたします。その後、市広報においても同様に値上げについての周知とともに、回数券や激変緩和措置についても明示し、3月いっぱいまで周知を行う考えとのことです。

以上のとおり、審査の概要を報告しましたが、当委員会としては、冒頭申し上げましたとおり、本議案については付帯意見を付して可決と決したところであり、別紙の意見書を朗読させてい

たきます。

議案第83号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定への付帯意見

にかほ市公の施設における浴室の使用に係る入浴料改定にあたり、平成17年の合併以降、各施設において料金改定がなかったこと、民間・他市町村施設との料金格差を平準化することを目的に、一律100円を値上げする必要があることを当局の議案説明、委員会審査等にて説明を受けた。

当委員会でも料金改定はやむを得ないものと理解する。しかしながら、現在も小康状態ではあるものの、なお続くコロナ禍での入浴料金の値上げは、施設を利用する市民、特に高齢者への影響が大きく、施行日が令和4年4月1日と周知期間も短いことから、より一層丁寧な広報が必要と考えられるため、原案に賛成とするものの、以下意見を付す。

1. 各施設において、十分な激変緩和の措置として、利便性向上のため、6回券・12回券の併用について、全施設で適用することを施行日までに検討すること。

2. 各施設において、設備の再点検と施設によっては券売機の設置などのサービス向上を図ること。

3. 施行までの期間、料金改定について周知の徹底に努めること。

意見書については以上です。

次に、議案第88号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全員の賛成で可決と決しております。これについては、特に報告すべき事項はございません。

次に、議案第89号令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についても、全員の賛成で可決と決しておりますが、特に報告すべき事項はございません。

議案第90号令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についても、全員の賛成で可決と決しております。これについても特に報告すべき事項はございません。

次に、陳情第12号令和4年度以降の営農継続に向けた農家支援と農業振興に対する要望書については、全員の賛成で採択と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

本件の審査に当たっては、参考人として提出者の代理人、秋田しんせい農業協同組合営農経済部長北島清氏に出席をいただき、審査を行いました。

初めに、参考人から提出理由として令和3年産米の概算金が1俵当たり2,000円下落したところで、農家の手取りで1ヘクタール当たり、1反歩10俵で20万円ということで、令和4年度に向けた生産意欲が欠けてきている状況であり、JAも支援しながら議会、もしくは市の力をいただきながら、農家の皆様が諦めずに営農継続をできる体制というところでご支援いただければと要望書を提出させていただいたところであり、由利本荘市議会にも同日提出、これに先立ち10月1日頃に由利本荘市長、にかほ市長にも内容は若干異なるが、まずは政府、県等への農業政策全体についての要望を働きかけていただきたい。また、令和4年度以降、営農継続できる環境を何とか築いていただきたいという内容のものを提出しているとのことでした。

要望書の要旨の一つ目、県内もしくは全国的に支援がなされている中で、水稻種子購入に対し、

種子代の2分の1程度、約1,000円程度の助成をお願いしたい。

二つ目、農家の農業所得増大のために稲作以外での所得確保というところで、当JAの重点園芸品目、アスパラガス、りんどう、シャインマスカット、当地区ではイチジクなどありますが、いずれハウスもので非常に初期投資がかかるため、初期投資軽減のために支援をお願いしたい。内容としては、秋田県の農業夢プラン事業で県が12分の4を負担し、現状は市とJAがそれぞれ12分の2のかさ上げをしているが、この園芸品目を加速化させるために、市、JA、ともに12分の3にさらにかさ上げして自己負担を極力軽減させたいということです。

また、三つ目、にかほ市での具体的な案はないが、今現在、由利本荘の旧石沢中学校跡地でシャインマスカットの抗菌制御栽培という新しいICTを使った技術でその研修制度を、ビニールハウスを建設して研修生を募り、就農につなげるため借りているところで、にかほ市においても今後、グラウンド等、市の遊休学校施設公有財産について、今後の農業振興に向けての有効活用と支援をお願いしたいとのことでした。

委員からは、種子購入支援総額について質問があり、10アール当たり3.6キロの種子とすれば約2,044円、その半分、約1,000円、水稲作付面積全体で考えた場合、1,950ヘクタール程度として10アール当たり1,000円では約1,900万円から2,000万円程度とのこと。緊急避難的な対応で補助を開始した場合、次年度以降も続けていけないのかとの委員からの質問には、単年度のものと考えており、JAの取り組みとしては反収を上げる、収量を上げる、極力生産費、生産コストを下げる取り組みを強化していきたいというところで、収入よりも費用が現在のところ上回っている状況であり、そこを逆転させて収入・収益が出るような経営をするよう、指導しながら進めたいと考えている。

また、シャインマスカット等への方向転換のための初期投資はどのぐらいの規模、金額になるのかについては、シャインマスカットについては新しい技術ということで、土に植えるのではなく鉢というか畑と遮断して、鉢用の土で長期に育てており、研修施設ということで150坪のハウスを2棟建設する予定で、今年1棟、令和4年度に1棟の約10アールのハウスで初期経費が約1,400万円かかると思われる。アスパラについても、ハウス、その他もろもろで10アール当たり800万円前後かかるものと見ている。ハウスは鉄骨が高く、現状でも1年前よりも2割高ぐらいの価格で、ハウスも少しずつ値上がっていく状況にある。その中にあっても、極力若い方でも女性でも新しく取り組んでいけるような体制設備ということで、この提案をさせてもらっているとのこと。

長くなりましたが、以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 一般会計予算特別委員会に令和3年12月10日に付託になりました議案第84号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について及び議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての審査が終わっておりますので報告をいたします。

議案第84号は、全員の賛成により可決と決しております。

議案第91号は、全員の賛成により可決と決しております。

以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから議案第81号から議案第92号までの議案12件、陳情第7号から陳情第12号までの陳情6件、計18件の討論、採決を行います。

初めに、議案第81号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第81号の討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。12番佐々木正勝議員。

【12番（佐々木正勝君）登壇】

●12番（佐々木正勝君） 12番佐々木正勝です。

議案第83号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について、反対討論をいたします。

議案第83号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について、(1)にかほ市老人憩の家条例一部改正、第1条、にかほ市老人憩の家条例の一部、別表の午ノ浜温泉に関する改正案の使用料と回数券の、この2点について反対します。

1点目は、使用料の改正前、小学生使用料徴収無しが改正案では200円の徴収となり、大幅な値上げ設定になること。

2点目は、回数券6回券をなくし、11回券に改定することで、お得感がなくなるこの2点です。

老人憩の家は、老人福祉法第1条、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする老人福祉法第1条の目的達成のために設置された施設で、老人憩の家条例の第3条使用者の資格には、市内に在住する60歳以上のものとするとうたっていることで、改正前使用料に小学生はなかったのかなと私は推測します。

今回の入浴料金改正は、民間入浴施設入浴料金との均衡を図るためとしているが、市内入浴施設で入浴料金、小学生税込み130円となっている銭湯もある。また、秋田県公衆浴場入浴料金統制額の規定による小学生は130円の現行統制額となっていること等により、今まで設定されていなかった小学生入浴料金を考慮し、改正額を130円から150円ぐらいの値上げが妥当と考え、今回改正案の小学生利用料金0円から200円アップには賛成しかねます。

また、入浴回数券の改正前は、6回券1,500円が改正案では11回券4,000円としています。回数券1回当たりの入浴料金で比較してみると、改正前の1回当たり250円で入浴できたのが、改正案は364円となり、1回当たり値上げ額が114円となります。1回当たり50円お徳だった回数券が36円となり、割安感が薄れる結果となります。

今回、改正案は1回当たり100円の値上げと説明を受けたが、割安感のある6回券1,500円が11回券4,000円に改正されることにより、6回券と11回券の改正前後、1回券当たり差異が114円となることも賛成しかねない理由となります。

他施設にあわせての11回券に変更する特別の理由はないとすれば、利用者のことを考え、逆に11回券の施設を6回券にあわせること、もしくは12回券で統一することも利用者への値上げ時の配慮ではないかと私は考えます。仮に6回券2,000円とすれば、1回当たり333円となり、1回券400円に対し67円の割安を感じ、値上げ前6回券との1回当たり比較で83円の値上げ額で収まることとなります。11回券4,000円は、一度に支払う金額としては大きい割にお得感がなく、値上げ時の利用者配慮が不足しているのではと私は思います。

秋田県内の入浴施設の回数券を見ると、6回券、12回券を設定しているところもあります。由利本荘市の鶴舞温泉では、65歳以上と65歳未満で分けた料金設定としています。ちなみに、65歳未満が昨年の値上げで450円、65歳以上が310円の料金とし、高齢者を優遇した料金設定としています。

回数券は12回券で、利用者思いの設定となっています。

今回の提案理由は、市内及び近隣市町村の民間入浴施設の入浴料金との均衡を図るためとしたものだが、老人福祉法第1条の老人憩の家の入浴料金と他施設入浴料金は、同一比較はできないものではないかと私は思います。老人憩の家の回数券に関しては、11回券4,000円を6回券2,000円に統一か、もしくは12回券に統一の検討の余地があるのではと考え、以上の理由で議案第83号に反対するものです。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。齋藤聡議員

【5番（齋藤聡君）登壇】

●5番（齋藤聡君） 議案第83号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について、賛成の立場から述べさせていただきます。

このたびの入浴料金の改正は、公の施設における入浴料金を一律100円の値上げを行い、回数券を発行している施設に関しては、11回券に統一し、改正するものですが、賛成する理由を以下の点で述べます。

一、公共浴場の目的から、長い間、料金の改正を行ってこなかったほか、そのことが市内にある民間温浴施設の入浴料金の値上げの足かせとなってきたこと、いわゆる民業圧迫という環境を作ってきてしまっていた。

二つ目に、高度成長期を境に、現状は、自家風呂を持つ家庭がほとんどであり、公衆衛生の観点からの浴場が、お金を支払い、風呂に入るといふ、ある意味贅沢なものと変化してきている現状がある。

三つ目に、当局の説明にもあったが、前述した観点からも入浴者の減少は自家風呂の普及と相まって浴場利用者がある程度限定的になっている現状からも、一定の受益者負担はいた仕方ないことと思われる。

四つ目に、施設の老朽化が進み、修繕にも多額の費用を要するため、値上げによる料金改定を行っても微々たるものではあるが、施設維持、衛生管理を行う上でもある程度の負担増は負うべきものとする。

五つ目に、当局にこうした考えがあるのかは不明ではあるが、公の施設の料金改定により、これまで運営に苦慮していた民間業者が値上げをすることにより、多少なりとも経営の負担軽減につながるのであれば、間接的な民間への支援になるとも考えられる。

六つ目に、老人憩の家に関して、特に午ノ浜温泉は大規模改修により、幅広い年代に利用されるようになり、これまで規定のなかった小人料金200円は新たな設定であることから、ほかの施設との公平性を保つためにも妥当であるとする。

以上の理由から原案に賛成の討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。再開を1時10分といたします。

午前11時53分 休 憩

午後1時08分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第84号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第84号の討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第85号の討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第86号の討論を終わります。
これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第87号の討論を終わります。
これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第88号の討論を終わります。
これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第89号の討論を終わります。
これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第90号の討論を終わります。
これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第91号の討論を終わります。
これから議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第91号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）についての討論を行います。
初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第92号の討論を終わります。
これから議案第92号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第92号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。
次に、陳情第7号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもるため国に意見書提出を求める陳情の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第7号の討論を終わります。
これから陳情第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は一部採択です。陳情第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり一部採択

することに決定しました。

次に、陳情第8号精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情の討論を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第8号の討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行ひます。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情の討論を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第9号の討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行ひます。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号要望書（人工透析を要する要介護者における介護保険制度の改正について）の討論を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第10号の討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この採決は起立によって行ひます。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第10号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情の討論を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第11号の討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この採決は起立によって行ひます。この陳情に対する委員長

の報告は採択です。陳情第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第12号令和4年度以降の営農継続に向けた農家支援と農業振興に対する要望書の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第12号の討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21、議提第8号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書から日程第25、議提第12号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についてまで、5件を一括議題とします。

初めに、議提第8号から議提第11号について、13番佐々木春男議員の説明を求めます。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 議提第8号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月17日提出。

にかほ市議会議長 様

提出者、にかほ市議会議員佐々木春男。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木孝二、同じく齋藤聡、同じく佐々木敏正勝、同じく伊藤竹文。

安全・安心の医療・介護福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

内容については、皆様のお手元にあるとおりです。

次に、議提第9号精神保健福祉の改善に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月17日提出。

にかほ市議会議長 様

提出者、にかほ市議会議員佐々木春男。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木孝二、同じく齋藤聡、同じく佐々木敏正勝、同じく伊藤竹文。

精神保健福祉の改善に関する意見書（案）

内容については皆様のお手元にあるとおりです。

議提第10号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月17日提出。

にかほ市議会議長 様

提出者、にかほ市議会議員佐々木春男。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木孝二、同じく齋藤聡、同じく佐々木敏正勝、同じく伊藤竹文。
安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを求める意見書（案）
内容については、皆様のお手元にあるとおりであります。

議提第11号介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月17日提出。

にかほ市議会議長 様

提出者、にかほ市議会議員佐々木春男。

賛成者、にかほ市議会議員佐々木孝二、同じく齋藤聡、同じく佐々木敏正勝、同じく伊藤竹文。
介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書（案）
内容につきましては、皆様のお手元にあるとおりであります。

●議長（佐藤元君） これから議提第8号から議提第11号についての質疑を行います。

初めに、議提第8号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第8号の質疑を終わります。

次に、議提第9号精神保健福祉の改善に関する意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第9号の質疑を終わります。

次に、議提第10号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを求める意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第10号の質疑を終わります。

次に、議提第11号介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第11号の質疑を終わります。

これで議提第8号から議提第11号についての質疑を終わります。

次に、議提第12号について、16番佐藤文昭議員の説明を求めます。16番。

【16番（佐藤文昭君）登壇】

●16番（佐藤文昭君） それでは、私から議提第12号にかほ市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及びにかほ市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月17日提出。

にかほ市議会議長 様

提出者、にかほ市議会議員佐藤文昭。

賛成者、にかほ市議会議員伊藤竹文、同じく菊地衛、同じく森鉄也、同じく齋藤進、同じく齋藤聡、同じく渋谷正敏、同じく佐藤治一、同じく伊東温子、同じく佐々木正勝でございます。

にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附則として、この条例は、次の一般選挙から施行するということでございます。

提案理由を説明したいと思います。

議員定数については、議会改革推進会議で協議されてきました。今後の人口減少を考えると、議員1人当たりの人口規模からすると定数削減が必要と判断して提案するものでございます。

地方議会の議員定数は、人口による法定制度から法定上限制度へ、そして現在の条例委任へと推移してきました。人口数は、議員定数に大きく影響してきた経緯があるのです。

にかほ市は県内13市の中で最も人口が少ない市です。合併時人口は2万9,543人、平成17年9月30日の住基です。平成19年4月30日、2万9,094人、令和2年4月30日、2万4,105人、令和3年4月30日、2万3,633人、令和3年11月30日現在は2万3,508人で、合併時より6,035人減少しています。

このような人口減少の推移を見ると、議員1人当たりの人口規模からも定数18名は多いと判断できます。

県内の議会でも人口減少に伴い、議員定数の削減に取り組んでいます。にかほ市と人口が比較的近い男鹿市、仙北市でも定数は16名となっています。

全国市議会の議員定数調査では、5万人未満280市の定数が17.1人であります。

市の人口ビジョンによる人口推移は、推計値で令和7年が2万700人、令和12年が1万8,462人、令和17年、1万6,275人としています。今後の人口減少を考えると、議員自らが定数削減に取り組むべきと考えます。

以上から、議員定数を18名から16名に削減することを提案します。

以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議提第12号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第12号の質疑を終わります。

これから議提第8号から議提第12号の討論、採決を行います。

初めに、議提第8号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第8号の討論を終わります。

これから、議提第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第9号精神保健福祉の改善に関する意見書の討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第9号の討論を終わります。

これから、議提第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第10号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第10号の討論を終わります。

これから、議提第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第11号介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第11号の討論を終わります。

これから、議提第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第12号にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 議提第12号に反対の立場から発言いたします。

まず、議員の仕事、議会の仕事は、多くの市民の声を聞いて、それを市政に反映させることだと思います。例えば、議案審議においても議員が多ければ多くの観点から十分に審議できるメリットもあると思います。議員報酬など議会による市の財政負担は今のところ大きいものではないというふうには見ております。そしてまた、類似団体と比較しての削減となりますと、限りなく削減の方向に進むこととなりますし、突出しているのであれば一考の余地はあると思いますが、現状はそれほどでもないと思います。

また、定数の削減にあたっては、地域性も考慮に入れる必要もあると思います。何よりも少数意見を大事にするというのが民主主義であり、現状での削減は賛成できかねます。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。17番菊地衛議員。

【17番（菊地衛君）登壇】

●17番（菊地衛君） 議提第12号について、賛成の立場から討論を行います。

提案理由の説明にもありましたように、議会の議員定数は人口によるところが非常に大きいといえます。旧地方自治法では、人口2,000人未満の町村から人口30万人以上50万人未満の市まで11分類され、人口が50万人以上の市は人口が20万人増すごとに議員4人増、上限100人と決められておりました。何回かの地方分権一括法で地方制度改革が進み、平成23年の改正により、法定上限制度が廃止され、条例に完全に委任されました。この頃、全国の市では、人口減少も相まって、旧法の定数より少ない定数条例を可決しています。ちなみにデータが少し古いのですが、平成10年の地方議会の議員定数は6万4,712人だったのですが、平成25年では3万4,476人と、ちょうど半減という状況で、現在はこれより少なくなっていると思います。人口の考え方がベースにある以上、削減はそれに沿ったものであると思います。時期的にどうかとの懸念する声もあるようですが、にかほ市議会では前回も平成29年12月に2人の削減を決定し、翌平成30年4月の選挙実施でしたが、多くの新人が立候補し、定数の半分以上が当選されました。現在、出馬を考えている方々への影響は少ないと思います。

議会改革推進会議で取り上げられた議題であり、確定の結論が出なかったわけですが、議会自らが、議員一人一人が改革の推進を止めてはならないと思います。同僚議員の多くの賛同をいただきたく、賛成討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。14番佐々木敏春議員。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

●14番（佐々木敏春君） それでは、にかほ市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について、反対の討論を行います。

地方自治体の二元代表制における議会の役割は、これまで自治体の意思決定、行政の監視、この二つとされてきましたが、近年では積極的な政策立案や研究など、新たな議会の方向性への取り組みが進んできております。これは少子高齢化、人口減少社会において、新たに生じている様々なニーズに対し、議会として応えていくための取り組みといえますが、現在、にかほ市議会でも議会改革の一環としてこの対応が進められてきておるところでございます。

このように議会機能の多様化が求められている中で議員定数の削減をどのように捉えるのか、ポイントを整理するために、まずデメリットとメリットを確認しておきたいと思います。

考えられるデメリットは、人数が減ることで議会の機能が低下することが挙げられます。具体的には、自治体の意思決定に際し、多種多様な市民の考えが反映されづらくなる。行政に対する監視機能が低下する。政策研究など期待される議会の新たな機能が弱まってしまう、が挙げられ、メリットとしては、議会規模が縮小することにより、議事が効率化される。議員減による議会費のコスト削減が図られる、が挙げられます。圧倒的にデメリットが多いと判断いたします。

次に、議員定数の捉え方についてであります。人口が減少する中、議員定数や議会費は触らないでは市民の理解が得られないことも確かであります。そこで、他自治体における議員の議会の動向を考慮し、それに倣うことも一定の理解はできます。しかし、ここで留意が必要なのは、他自治体における定数改定の動向を人口規模だけで推し量ることは適切でないということであり、たとえ人口規模が同じであっても、自治体の産業や経済、地域の文化、地理的条件等々、自治体の内容は千差万別であり、それによる行政課題も多種多様であります。

にかほ市の場合、農林水産業に加え、大小製造業の企業群を抱える第二次産業も盛んであり、豊かな海と山の資源を背景とした観光産業など多様性に富んだ地域であります。このように、他自治体とは異なる特性をどのように捉え、議員定数に反映させていくのか、人口規模のみでは判断できない、多面的な検討が必要になるものと考えます。

今回、定数減の提案がなされておりますが、ここに至るまで将来を見据えたにかほ市議会の在り方について、例えば定数と報酬、市の歳出における議会費、委員会構成、会派制など、どれだけあるべき姿について議論、研究がされたのか疑問が残ります。現自治法では、議員定数は条例委任となっており、過去のように法により定数や上限が定められているものではなく、各自自治体の裁量、自治体の特性にあわせた決定が任せられているものであります。

私は、人口減少の流れの中で定数は何名が適正かを含め、にかほ市議会全体の在り方をじっくりと検証し、少なくとも改選の1年前には結論を出すように配慮するなど、議会全体で共有できるものを目指すべきと考えます。

また、人口減少に伴う議員定数の適正化を施行し、今後も協議を諮っていくべきとの立場から、次期の議会へこれを申し送ることを提案したいと考えます。

以上のことから、現時点における定数16とする本案につきましては、適正とする十分な協議に基づく根拠が共有をされておらず、議会として責任ある採決を担保する観点から、本案に対し反対をいたします。

以上、討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第12号の討論を終わります。

これから、議提第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第7回にかほ市議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

午後1時53分 閉 会